

2-1 県指定文化財

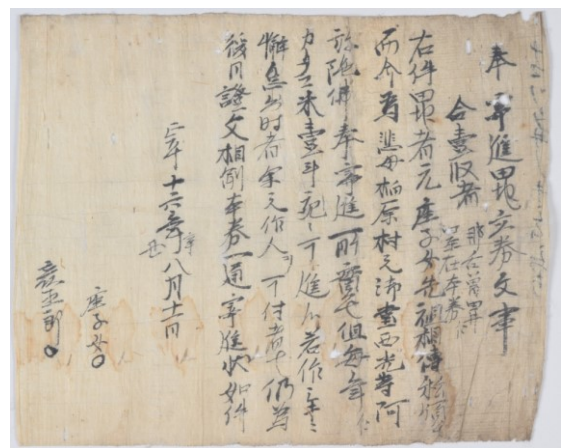
- ①有形文化財（古文書） かせばらもんじょ
柏原文書
- 1 種別（区分） 有形文化財（古文書）
- 2 名称（員数） 柏原文書 140点
- 3 所有者 柏原区
- 4 所在の場所 和歌山県橋本市柏原
- 5 指定年月日 令和元年8月29日
- （指定理由）

柏原文書は、橋本市柏原区において、鎌倉時代・寛元2年（1244）から近代に至るまで蓄積されてきた数千点に及ぶ古文書群である。このうち、寛元2年（1244）－慶長2年（1597）の年号のあるものを中心とした中世文書計140点について、指定を行った。これらは現在「重要文書」と貼紙の付された近代の「黒箱」に納められているが、天文13年（1544）の文書に「柏原村箱ニコレアリ」とあることから、この頃には既にこうした「黒箱」に近い形で、村民の手によって文書群が管理されていたことが推定できる。

本文書は、中世より柏原村（現・柏原区）の村民によって営まれ、その精神的・宗教的な中心として機能した西光寺に関する土地証文が多い。全140点のうち、寄進状が25点、売券が17点あり、このうち西光寺およびその鎮守社・証誠権現社宛てのものは28点を数える。これらの証文は、上層農民を中心として在地領主や寺僧などの多様な人々によって寄進・売却がなされ、中世柏原村が独自の経済基盤（惣有田）を形成していった経緯を示している。またその中で、「仏物」として土地が寄進されたという記述から、社会通念に基づいて共有財産の形成がなされた実態もうかがうことができる。このように「仏物」となった土地・財産は、個人によって占有されることのない、村の共有の財産として運用されることが社会通念上保証されていた。

こうした惣有田という経済基盤をもとに自律的・自治的に運営された惣村は、近畿では鎌倉時代後半－南北朝時代に、全国的には室町時代までに形成が進んだ。柏原村はこの全国的にも早い時期の例として、また惣有地のあり方を具体的に示すものとして、荘園研究・惣村研究で広く取り上げられてきた。

このように本文書は、粉河寺領東村や鞆淵荘と並び、紀伊を代表する惣村である中世柏原村の経済基盤の確立とその変遷を示す点で、学術上の価値が高い。



第38号「座子女田地寄進状」

②記念物（天然記念物） ブドウハゼの原木

- 1 種別（区分） 記念物（天然記念物）
- 2 名称（員数） ブドウハゼの原木（1本）
- 3 所有者 個人所有
- 4 所在の場所 海草郡紀美野町松瀬
- 5 指定年月日 令和2年1月23日

（指 定 理 由）

ブドウハゼは落葉小高木であるハゼノキ（学名：*Toxicodendron succedaneum* (L.) Kuntze）の一栽培品種であり、果実の大きさが通常のハゼノキと比べて大きく、ブドウに似ていることからその名がつけられている。ハゼノキの果実から採取する木蠟わろうそくや白粉おしろいなどの原料となり、ブドウハゼは特にその品質がよいことから、現在の紀美野町域を中心にさかんに栽培が行われていた。その発見は、天保年間（1831～1845）に遡り、旧志賀野村（現海草郡紀美野町）松瀬に住む吉瀬勇三氏が通常よりも果実が大きいハゼノキを見つけたことによる。その後、接ぎ木により量産化されたものの、原木についても穂木の採取が繰り返されたことにより、昭和初期には樹勢に衰えが見られるようになっていた。そのため、当時の土地所有者である吉瀬善次郎氏により、史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程に基づく申請が行われ、昭和9年9月4日に「葡萄櫨ノ原木」として県指定天然記念物に指定された。その後、昭和31年に和歌山県文化財保護条例が制定された際、それ以前の指定文化財については、昭和33年3月31日までに限り指定文化財とみなすという経過措置がとられたが、「葡萄櫨ノ原木」については再指定の申請がなかったことにより、昭和33年4月1日に自動的に指定が解除となった。

平成29年、りら創造芸術高等学校の生徒が紀美野町域でかつて栽培が盛んだったブドウハゼについて調査を行い、かつて指定されていた原木と考えられるブドウハゼを紀美野町松瀬において発見した。その後、同校は再度の指定を目指すこととし、県と町教育委員会においても再指定に向けた価値付け調査を開始した。

調査木は現在、竹や棕櫚が生える山林内に生育している。根元幹周は158cmであり、樹高は8.2mである。根元付近から大きく4本に枝分かれしており、そのうち東側の2本は分岐部から先は欠失しているが、残り2本の幹は上方に伸びている。調査木の樹形について古写真と照合した結果、旧指定木と一致した。また、調査木、ブドウハゼ、野生するハゼノキの果実について形態学的な比較調査を行った結果、調査木の果実は、栽培品種ブドウハゼのものと一致することが分かった。さらに、主幹部分の成長錐コアの抜き取り調査によって、推定樹齢が約188～229年との結果が得られたほか、地域住民への聞き取りでは、過去に、調査木の近傍に天然記念物であることを示す看板が立っていたとの証言を得た。

以上のことから、調査木の品種はブドウハゼであり、過去に「葡萄櫨ノ原木」として県指定天然記念物に指定されていた樹木と同一個体であると考えられる。このブドウハゼの原木は、当該地域の生業を支えた栽培植物の原木として貴重であることから県指定文化財（天然記念物）に指定して保護を図るものである。



ブドウハゼの原木

2-2 県指定文化財（名称変更・追加指定）

③民俗文化財（無形民俗文化財） 熊野本宮の湯登神事・御田祭

- 1 種別（区分） 民俗文化財（無形民俗文化財）
- 2 名称 熊野本宮の湯登神事・御田祭（旧名称：湯登神事）
- 3 保持団体の名称 熊野本宮大社神事保存会
- 4 保持団体の所在地 田辺市本宮町本宮
- 5 公開日 4月13日（湯登神事） 4月15日（御田祭）
- 6 指定年月日 昭和41年4月12日（指定）
令和元年5月24日（名称変更・追加指定）

（追加指定理由）

熊野本宮の「湯登神事」は熊野本宮大社例祭に先だつて4月13日に行われる精進潔斎の儀礼である。湯登神事の当日、例大祭に参加する神職・役人は、湯峰温泉で「湯垢離」を行い、湯峯王子を参拝後、徒歩で大日越の古道を登り、山越えをして本宮の旧社地大齋原へ至る。熊野十二所権現の使いとされる12人の稚児は、神事の道中は神聖な存在として地に足を付けることが許されず、肩車をされて渡ることとなっており、各拝所で「八撥の舞」を奉納する。また、同日夕刻には、祭員一同が大齋原へ行列して、15日の祭礼を神前に奉告する「宮渡神事」が行われる。

熊野本宮の「御田祭」は、4月15日に執り行われ、地域の安泰と当年の豊作を祈る田辺市本宮地域最大の祭礼として親しまれてきた。御田祭の中核となるのは、大齋原の齋庭で行われる「御田植神事」である。御田植神事は、4基の挑花と本宮の神輿の前に4本の杭と注連縄で囲った神田に見立てた約3m四方の空間を作り、その周囲を古風な田歌が歌われるなか、鋤持ち・杵持ち・苗持ちの男子と晴着に花笠を被った早乙女の女子たちが、時計回りに3周して豊作を祈る神事である。

熊野本宮大社の御田祭は、明治22年（1889）に発生した熊野川大洪水で旧社地（大齋原）が流失被害に遭い、明治24年（1891）に現社地に移転したことにより、神輿渡御を中心にした神幸の順路が大きく変化した。しかし、祭礼そのものの意味づけや基本的な儀礼は旧来の慣例を多く残しており、「湯登神事」とともに「御田祭」を一体の祭事として捉えることで、文化財としての価値がさらに高められるといえる。このため、文化財の名称を「熊野本宮の湯登神事・御田祭」と改称し、和歌山県指定文化財〔民俗文化財（無形民俗文化財）の「湯登神事」〕に追加指定して保護を図るものである。



【湯登神事】大日山を越える八撥の稚児



【御田祭】御旅所（大齋原）での御田植神事